

AFTC INFORMATION**「カタログにおける装備品等の明瞭な表示等、
適正な表示方法」の策定について**

当協議会会員インポーターが行ったカタログの装備品等に関する表示について、消費者庁が不当表示として措置命令を行ったことを受け、当協議会は、会員メーカー・インポーターのウェブカタログにおける装備品等の表示に関する実態調査を実施しました。

その結果、一部のウェブカタログにおいて、「特定のグレードにのみ標準装備」であるにもかかわらず、全てのグレードにおいて「標準装備・主要装備」であるかのように誤認されるおそれのある表示が見られました。

そのため、当協議会は、消費者にとって分かりやすい、明瞭な表示等、適正な表示方法等について整理し、「カタログの装備品等の明瞭な表示等、適正な表示方法」としてとりまとめました。

会員各社におかれましては、カタログを作成する際は、本内容に基づく、消費者にわかりやすい、適正な表示を行われますよう、お願いいたします。

「カタログの装備品等の明瞭な表示等、適正な表示方法」のポイント**(1)「標準装備」、「主要装備」と表示した上で、装備品等の内容について表示する場合**

- ①原則として、全グレードに装備されることが必要
- ②殆どのグレードには標準装備されるが、ごく一部のグレードに装備されない場合は、そのグレード名を、装備品等の直近に、その文字と同等程度の大きさと明瞭に表示すること
- ③別途オプション等を購入(装着)しないと装備されない等の条件がある場合は、「標準装備」「主要装備」とは表示しないこと

(2)「標準装備」、「主要装備」とは表示せず、装備品等の内容について表示する場合

- ①グレードにより装備の有無が異なる場合は、装備される、または、装備されないグレードが明確に分かるよう、装備品等の近接箇所に、その文字と同等程度の大きさと明瞭に表示すること
- ②装備品が有償(オプション)の場合は、その旨を、装備品の近接箇所に、その文字と同等程度の大きさと明瞭に表示すること
- ③別途オプション等を購入(装着)しないと装備されない等の条件がある場合は、その旨を、装備品の近接箇所に、その文字と同等程度の大きさと明瞭に表示すること

➡ 詳細につきましては、[こちら](#)をご確認ください。

この件に関するお問い合わせは…

一般社団法人自動車公正取引協議会 四輪車業務部まで
TEL 03-5511-2111 FAX 03-5511-2112